

秋田県告示第549号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

令和6年12月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
横手市大森町八沢木字真山23の11
 - 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県平鹿地域振興局農林部及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第550号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

令和6年12月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
能代市二ツ井町加護山字加護山1、2、16、28、57、78、83の1、83の5、84の1
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字加護山16・83の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県山本地域振興局農林部及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第551号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

令和6年12月20日

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
能代市二ツ井町田代字堂ノ下54の5、54の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ノ下54の6（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県山本地域振興局農林部及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）